

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和6年度第1回松阪市国民健康保険運営協議会
2. 開催日時	令和6年8月1日(木)午後1時55分～午後3時5分
3. 開催場所	松阪市役所 2階 市議会棟 第3・4委員会室
4. 出席者氏名	(委員)◎廣本知律、濱田迪夫、加藤雄平、鈴木和美、小泉かづ子、櫻井正樹、吉田徹士、安岡幹根、阪本幸生、楠田加奈子、三宅 博、小泉貴美子、小阪久実子、岩崎静江、篠原由紀子 (◎議長)
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	0名
7. 担当	松阪市健康福祉部保険年金課 国民健康保険係 TEL 0598-53-4043 FAX 0598-26-9113 e-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp

### 協議事項

#### 議題

- (1)令和5年度国民健康保険事業の決算見込みについて
- (2)令和5年度特定健康診査結果報告について
- (3)松阪市国民健康保険「データヘルス計画」について
- (4)その他

### 議事録

別紙

## 令和6年度 第1回松阪市国民健康保険運営協議会 議事録

日時 令和6年8月1日(木)

午後1時55分～

場所 議会棟 第3・第4委員会室

### ○出席した委員(15名) 敬称略

廣本知律、濱田迪夫、加藤雄平、鈴木和美、小泉かつ子、櫻井正樹、吉田徹士、安岡幹根、阪本幸生、楠田加奈子、三宅 博、小泉貴美子、小阪久実子、岩崎静江、篠原由紀子

### ○議事進行のため出席した職員

近田雄一副市長、岡田康税務担当理事、西光一収納課長、大西学保険健康担当理事、糸川千久佐健康づくり担当参事、野口伸也嬉野地域振興局地域住民課長、野口友美三雲地域振興局地域住民課長、鈴木由紀子飯南地域振興局地域住民課長、小林一雅飯高地域振興局地域住民課長、松田和義保険年金担当参事、鈴木清弘国民健康保険担当主幹、豊田将史国民健康保険係長

### ○協議事項

#### 議題

- (1)令和5年度国民健康保険事業の決算見込みについて
- (2)令和5年度特定健康診査結果報告について
- (3)松阪市国民健康保険「データヘルス計画」について
- (4)その他

#### (事務局)

ただ今から、令和6年度第1回松阪市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、保険者を代表いたしまして、近田副市長よりご挨拶申し上げます。

#### (副市長)

本日は、公私共にご多用の中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。皆様方には、日頃より市の行政運営、また、国民健康保険の円滑な運営に深いご理解とご協力、ご尽力をいただいておりますことに対し厚くお礼を申し上げます。

これまで本市においては、被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を図るため、「第2期データヘルス計画」及び「第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病予防等の保健事業に取り組んでまいりました。

同計画が令和5年度で終了となりましたことから、本年3月に、新たに「第3期データヘルス計画」及び「第4期特定健康診査等実施計画」を策定いたしました。

今年度からは現計画に基づき、特定健診、特定保健指導及びがん検診等の受診率の向上に向けた取り組みや、糖尿病性腎症重症化予防事業など、市民の皆様の健康の維持・向上に取り組んでまいります。

本日は、このあと、令和5年度の決算見込みと特定健診・データヘルス計画の取り組み結果などについて事務局より説明をさせていただきますが、様々な視点からご議論いただきまして協議会としてのご意見を賜りたいと思います。

被保険者の皆さんのが今後も安心して医療を受けられるような国民健康保険の運営に努めてまいりますので、委員の皆様方におかれましても、引き続きご支援、お力添えを賜りますようお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

#### (事務局)

ありがとうございました。近田副市長はこの後、他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

それでははじめに、本日の国民健康保険運営協議会が、今年度第1回目であり、今回3名の委員様に異動がございましたので、改めて委員の皆様のお名前を事務局からご紹介させていただきます。

公益代表といたしまして、松阪市社会福祉協議会常務理事兼事務局長 廣本知律様、松阪市民生委員児童委員協議会連合会理事 濱田迪夫様、みえなか農業協同組合総務部人事教育課課長代理 加藤雄平様、松阪商工会議所総務課主幹 鈴木和美様、松阪市食生活改善推進協議会会长 小泉かつ子様。

保険医・薬剤師代表としまして、松阪地区医師会会长 平岡直人様、松阪地区医師会参与 森田和男様、松阪市民病院名誉院長 櫻井 正樹様、松阪地区歯科医師会副会長 吉田徹士様、松阪地区薬剤師会副会長 安岡幹根様。

被用者保険代表としまして、全国健康保険協会三重支部レセプトグループ長 阪本幸生様、株式会社三十三銀行 保健師 楠田加奈子様。

被保険者代表としまして、三宅 博様、小泉貴美子様、小阪久実子様、岩崎静江様、篠原由紀子様。

なお、平岡直人様、森田和男様は、本日は欠席でございます。

以上17名の皆様でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、事務局を紹介させていただきます。

岡田税務担当理事、西収納課長、大西保険健康担当理事、糸川健康づくり担当参事、野口嬉野地域振興局地域住民課長、野口三雲地域振興局地域住民課長、鈴木飯南地域振興局地域住民課長、小林飯高地域振興局地域住民課長、松田保険年金担当参事、豊田国民健康保険係長、わたくし国民健康保険担当主幹の鈴木でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の国民健康保険運営協議会は、委員17名中15名の出席を頂いております。運営協議会規則第4条により、出席者が過半数を超えておりますので、本協議会が成立したことをご報告申し上げます。

なお、運営協議会規則第5条により議長は会長となります。本日、平岡会長様は諸事情により欠席でございます。本日の議長の選出について、事務局で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議長を廣本知律様に決定させていただきます。廣本知律様は議長席へお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、廣本議長様、議事進行について、よろしくお願ひいたします。

#### (議長)

議事を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日の議事録署名委員につきましては、櫻井正樹委員と小泉貴美子委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題(1)令和5年度国民健康保険事業の決算見込みにつきまして事務局より説明願います。

#### (事務局)

それでは、議題(1)の令和5年度国民健康保険事業の決算見込みについて、主な項目をご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

1ページの決算状況でございますが、まず表の左側の歳入につきまして、ご説明をさせていただきます。

1の国民健康保険税は28億8,088万7,620円で、前年度と比較しますと、1億6,224万949円の減、率にして5.33%の減となりました。団塊の世代が75歳に順次到達していくため、被保険者数が減少し、税収入も年々減少しております。

保険税の収納率につきましては、2ページの中段、上の表をご覧ください。

現年課税分の収納率は92.57%で、前年度と比較しますと0.5ポイントの減、滞納繰越分の収納率は、19.90%で、前年度と比較しますと0.72ポイントの減、全体の収納率は、72.16%となっております。

もう一度、1ページへお戻りください。

3 の国庫支出金 33 万 5,000 円は、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金で、出産育児一時金が令和5年4月より、42 万円から 50 万円に引き上げられたことに伴う国の保険者に対する財政支援であります。しかしながら、この補助金は令和 5 年度のみの支援となっております。

次に、4 の県支出金 117 億 7,603 万 4,986 円は、内訳としまして、1 特定健康診査等負担金 4,918 万 9,000 円と、2 保険給付費等交付金 117 億 2,684 万 5,986 円でございます。

1は、特定健診・特定保健指導に対する補助金で、2は、国民健康保険の県一元化により、保険給付費が県から市町へ交付金として支払われることになったものでございます。

次に、6 の繰入金 14 億 2,753 万 8,427 円は、松阪市の一般会計からの繰入金 13 億 8,370 万 6,427 円と、国民健康保険支払準備基金からの繰入金 4,383 万 2,000 円で、内訳につきましては、A3判サイズ半折りの参考資料1をご覧ください。

表の左側半分が歳入科目でございますが、真ん中あたり科目 6 の繰入金の決算見込額(B)欄をご覧ください。

繰入金 14 億 2,753 万 8,427 円の内、松阪市の一般会計からの繰入金の内訳でございますが、

まず、保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)5 億 2,567 万 7,810 円は、保険税軽減分でございます。

次に、保険基盤安定繰入金(保険者支援分)2 億 9,449 万 8,172 円は、低所得者数に応じた保険者支援分による繰入金でございます。

次に、未就学児均等割保険料繰入金 655 万 5,936 円は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料についてその 5 割を公費により軽減することに対する繰入れでございます。

次に、産前産後保険料繰入金 28 万 6,509 円は、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、令和 6 年 1 月より、出産をされる方の産前産後期間相当分の国民健康保険税を免除することに対する繰入れでございます。

次に、職員給与費等繰入金 1 億 9,163 万 3,000 円は、国民健康保険事業職員の人事費等に対する繰入れでございます。

次に、出産育児一時金等繰入金 3,200 万円は、被保険者の出産育児一時金の支給に対して 3 分の 2 を繰入れているものでございます。

次に、財政安定化支援繰入金 1 億 9,860 万 4,000 円は、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入れでございます。

次に、その他繰入金 1 億 3,445 万 1,000 円は、一般管理経費、徴税費等に係る繰入れでございます。

資料 1 の 1 ページにお戻りください。

続きまして、7 の繰越金 6 億 2,728 万 8,581 円は、令和 4 年度の余剰金でございます。

次に、8の諸収入 7,087 万 6,518 円は、主に国民健康保険税延滞金、及び第三者納付金でございます。

歳入合計は、167 億 8,484 万 5,190 円で、前年度と比較しますと 2 億 2,921 万 7,513 円の増、率にして 1.38% の増となっております。

続きまして歳出をご説明させていただきます。

歳出につきましては、1 ページの表の右半分にも記載していますが、詳細について、2 ページ以降に記載していますので、「総務費」と二重四角で囲んであるところからの説明をさせていただきます。

まず、総務費の総務管理費 3 億 618 万 4,010 円は、国民健康保険事業に係る人件費及び保険税の賦課通知・委託料・共同電算処理手数料等の一般事務経費でございます。

次に、徴税費 305 万 556 円は、保険税の徴収等に係る経費並びに金融機関口座振替、コンビニ収納取扱およびクレジット(F-REGI)決済代行サービスに対する保険税の振替手数料等でございます。

3 ページをお願いします。

二重四角で囲んだ保険給付費 114 億 8,061 万 5,637 円は、前年度と比較しますと 2 億 2,869 万 7,669 円の増で、率にして、2.03% の増となっております。

内訳としまして、療養諸費 98 億 6,759 万 3,575 円は、療養給付費、療養費、審査支払手数料で、被保険者の療養の給付に対して、国民健康保険団体連合会を通じて保険医療機関等へ支払う費用でございます。

次に、高額療養費 15 億 6,515 万 460 円は、被保険者が受けた療養に係る自己負担額が一定額を超えた時、その超えた額を保険給付するものでございます。

次に、出産育児諸費 3,671 万 3,742 円は、被保険者の出産 76 件分に対する出産育児一時金等の費用でございます。

次に、葬祭諸費 1,105 万円は、被保険者の死亡 221 件分に対する葬祭費でございます。

次に、国民健康保険事業費納付金 41 億 9,543 万 8,740 円は、国民健康保険県一元化に際し、県が市町の保険給付費をまかなう財源として、県全体の保険給付費の必要額を見込み、市町ごとの所得水準や医療費水準等を考慮して額を決定し、市町が納付金として県に支払うものでございます。

4 ページをお願いします。

上から二つ目の、保健事業費 1 億 4,451 万 3,498 円のうち、特定健康診査等事業費 1 億 3,075 万 4,016 円は、平成 20 年 4 月から各医療保険者に義務化されました特定健診・特定保健指導の実施に伴う費用でございます。

次に、保健衛生普及費 1,375 万 9,482 円は、被保険者の健康の保持増進に関する指導事業等に要する費用でございます。

次に、諸支出金 1 億 2,832 万 2,851 円のうち 1 億 2,787 万 348 円は令和 4 年度に国、県から交付された療養給付費等負担金等の交付額が確定したことにより、

超過交付分を返還する、各種返還金等です。残りの 45 万 2,503 円は、支払準備基金への積立金であります。

1 ページにお戻りください。

表の右側下の方、歳出合計ですが、

歳出合計は、162 億 5,831 万 4,799 円で、前年度と比較しますと 3 億 2,997 万 5,703 円の増で、率にして、2.07% の増となっております。

表の一番下の歳入歳出差引額である実質収支額 5 億 2,653 万 391 円は、次年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

国民健康保険の財政運営につきましては、被保険者の減少による税収の減、予測しがたい感染症等の影響による医療費の動向や、伸び続ける高齢者の医療費等、不安定要素は数多くあり、今後も厳しい状況が続くかと思われます。国民健康保険が持続可能で安定した運営ができるように、市といたしましても今後も収納率向上と医療費の上昇を抑制する努力をしていかなければならぬと考えております。

以上で、令和5年度国民健康保険事業の決算見込みについての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願ひいたします。

#### (議長)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これより委員の皆様からご質問、ご意見を頂戴いたしたいと思います。決算というところでは、被保険者の皆様から税を徴収させていただきまして、運営をしているところでもございます。何か被保険者を代表いたしまして、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

それでは、議長の方から僭越でございますが、先ほど市の方から国保の運営状況について、被保険者が減少している、医療費について、コロナの感染症の影響かと思われるとのご説明もございました。それと毎回この時には国保の基金推移の説明もいただいております。数字は資料のほうで表しておりますが、もう少し補足で説明いただきますとよりわかりやすいと思うのですが、お願いできますでしょうか。

#### (事務局)

被保険者数につきましては、令和5年度平均は 30,320 人で令和4年度平均 32,076 人より 1,756 人の減でございます。この減少の大きな要因といたしましては、団塊世代の後期高齢者医療保険への移行によるもので、令和5年度は 2,174 人が後期に移行しております。この現象は今年度につきましても引き続いており、被保険者数は3万人を割るものと思われます。

一人当たりの医療費は令和3年度以降年々増加しております。様々な要因が考えられますが、医療技術の高度化による診療行為の価格の上昇や、高齢化による診療回数の増加等が考えられます。

令和5年度の実質単年度収支は1億4千万円ほどのマイナスとなりましたが、支払

準備基金を有効活用させていただくことにより、安定した国民健康保険運営をさせていただいております。支払準備基金でございますが、令和5年度は、4,383万2千円の取り崩しを行い、年度末残高は16億7,709万891円となっております。

(議長)

ただ今の説明を受けまして、委員の皆様、ご質問はありませんか。他にご質問は無いようです。議題(1)令和5年度松阪市国民健康保険事業の決算見込みについて、ご承認していただける方は挙手をお願いします。

ありがとうございました。

挙手全員により、議題(1)令和5年度松阪市国民健康保険事業の決算見込みについて承認されました。

続きまして、議題(2)令和5年度特定健康診査結果報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議題(2)の令和5年度特定健康診査結果報告についてご説明をさせていただきます。

特定健康診査は、生活習慣病にかかる人や、それに移行する前段階の、メタボリックシンドロームの人が増加していることから、生活習慣病の予防を積極的に進めるために、平成20年度から各医療保険者に、実施が義務付けられたものでございます。

令和5年度の特定健康診査は、40歳から74歳までの方を対象に、令和5年7月1日から令和6年1月31日まで、受診期間を延長して実施させていただきました。期間延長は、松阪地区医師会様のご協力の下、新型コロナワイルスワクチン接種等の業務に伴う、各医療機関の負担軽減のため、当初の11月30日から2ヶ月間、延長しております。

資料2をご覧ください。

まず、特定健康診査受診状況についてでございます。

1)「受診者数および受診率」でございますが、令和5年度の対象者数24,099人に対して、受診者数は9,784人でした。受診率は、40.6%でございます。

令和4年度との比較は、増減欄をご覧ください。

対象者数は1,515人の減、受診者数は、377人の減となりますが、受診率は0.9ポイントの増となりました。

この表の一番下の法定報告による受診率でございますが、法定報告とは、法律に基づき保険者が報告する数値で、こちらは対象年度の1年間を通じて国民健康保険に加入している者が対象で、その対象者の中での受診率になります。

次に2)メタボリックシンドローム判定でございます。

表の下から2行目の令和5年度の合計でございますが、メタボリックシンドロームに該当した方は、受診者全員9,784人の内2,097人、率にして21.4%です。

予備群に該当した方は、1,045人で10.7%、非該当の方は6,642人で67.9%です。

昨年度との比較は、メタボリックシンドロームに該当した方は、175人の減、割合で1.0ポイントの減となっております。

次に 3)特定保健指導でございますが、令和5年度動機付け支援対象者の合計は 525 人、利用者が 98 人、利用率は 18.7% でした。

また、積極的支援の対象者は 170 人、利用者は 21 人で、利用率は 12.4% でした。

特定健診におきましては、令和5年度の受診率は4年度に比べ若干ですが増加をいたしました。当年度も受診期間を延長していただくなど、医師会の先生方をはじめ、関係者の皆様のご理解とご協力があり、40%代に受診率が回復したと思っております。本当にありがとうございました。

既に令和6年度の健診も始まっており、私どもと致しましても、あらゆる機会を通じて啓発、周知に努めて参りたいと思っております。

以上、令和5年度 特定健康診査結果報告の説明とさせていただきます。

(議 長)

事務局の説明が終わりました。委員の皆様ご意見、ご質問はございませんか。

(委員 A)

今回受診率が上がったということで、期間延長が考えられるということですが、今後この期間延長について、どのようにお考えなのか聞かせてください。

(事務局)

6年度につきましても、同じく期間延長をさせていただいております。医師会の先生方のご協力の下、ご理解いただきまして、期間延長は引き続き行っていきたいと考えております。

(議 長)

他にご質問ご意見・ご質問は無いようです。議題(2)令和5年度特定健康診査結果報告につきましては、これで終了とさせていただきます。

それでは、議題(3)データヘルス計画について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題（3）の松阪市国民健康保険「データヘルス計画」についてご説明をさせていただきます。

これは、平成28年3月に策定した第 1 期データヘルス計画を踏まえ、平成30年3月に新たに第2期データヘルス計画を策定し、令和5年度まで、被保険者の健康保持増進と、医療費の抑制に効果があると思われる9項目の事業について、取り組んだものでございます。そして、令和6年度からは、この3月に策定いたしました新たな第3期データヘルス計画を実施してまいります。

資料3の「令和5年度データヘルス計画事業別評価」をご覧ください。

資料に沿って、各々の事業の令和5年度の評価と、それに基づく令和6年度の対応策についてご説明をさせていただきます。

1ページは「特定健康診査未受診者対策事業」でございます。まず概要でございますが、第3期松阪市特定健康診査等実施計画に基づき、受診率向上に向けた取組みを推進するものでございます。

実施内容としましては、自己負担額の無料化、特定健康診査の周知・啓発、未受診者へ勧奨通知の送付、コールセンターからの電話勧奨などを実施します。

CのCheck欄は令和5年度の評価ですが、どのようにどれだけ実施をしたかと言いますと、プロセスとアウトプットの欄をご覧ください。

プロセス、過程としては、受診者の多くは、期間の後半である10、11月に集中するため、5年度においても7月受診者からカテキン緑茶を進呈することにより、早期受診を促しました。また、10月には、未受診者1万7,641人に勧奨通知を送付、翌1月末までの期間延長の周知をいたしました。

また、2月の運営協議会でも、ご報告をさせていただきましたが、国保連合会設置の特定健診受診勧奨コールセンターを活用して、10月中旬から未受診者に電話勧奨を行いましたが、連合会の契約途中で、再委託業者の個人情報の不正流出事案が発生したため、287人への電話勧奨に留まってしまいました。

アウトカム、結果としましては、受診率40.6%で、前年度と比べると0.9ポイント増加いたしましたが、目標値には至りませんでした。

AのAct欄、対応策ですが、令和6年度の対応策としましては、早期受診促進の取り組みを、今後も継続していくこと、未受診者に対する勧奨通知については、ナッジ理論を活用した通知を行い、また、初めて対象となる新40歳の方及び40歳前(次年度)対象者に、事業の概要を理解していただくため、受診券発送前に特定健診の案内通知を発送することといったしました。今後もよりよい周知・啓発を検討し、実施して

いきたいと考えております。

次に2ページの「特定保健指導事業」でございますが、事業概要は、特定健診と同様、令和5年度は第3期松阪市特定健康診査等実施計画に基づき、実施率向上に向けた取組みを推進するものです。

実施内容としましては、特定健康診査結果から対象者を抽出し、ナッジ理論を活用した利用勧奨チラシ、体組成等の測定が無料ができるプレミアムチケットを同封した利用勧奨と電話勧奨を行いました。保健指導は個別指導、集団指導（食事コースを3回・運動コースを2回）を実施しています。特に集団指導の食事コースでは、企業と連携を行い利用者が楽しみながら栄養バランス測定ができる機材を活用させていただき、当日は定員が満員となりました。

アウトプットですが、動機付け支援 98 人、積極的支援 21 人、合計 119 人に支援をさせていただきましたが、実施率は、17.1%と目標には至りませんでした。

令和 6 年度の対応策としましては、引き続き個別指導のプレミアム測定の実施、集団指導の食事コースでは、新たに調理実習を取り入れ、また企業連携により、野菜充足度測定を実施し、保健指導内容の充実や利用率向上を図りたいと思います。

集団指導の運動コースでは、健康運動指導士による運動実習を予定しております。個別指導、集団指導とともに、申し込みの利便性を考え、web 予約ができるようにします。

次に 3 ページの「がん予防の普及・啓発事業」でございますが、概要は、がんの早期発見、早期治療に向け、がんの病態や予防について啓発し、がん検診の受診率向上に向け取組みを推進するものでございます。

令和5年度の実施内容としましては、受診率向上の取り組みとして、職域等で検診を受ける機会のない方に対しての、がん検診受診券発行意向調査の実施、集団検診のインターネット予約受付の実施、がん検診の周知・啓発をしました。女性が受けやすい体制整備として、休日検診、託児付き検診の実施、未受診者へ受診勧奨通知の郵

送、出前講座の実施、ピンクリボン月間での、日曜検診やイベントの実施などです。

アウトカムで、がん検診受診率ですが、胃がん検診が 11.3%、肺がん検診が 8.0%、大腸がん検診が 8.4%、乳がんマンモ検診が 17.4%、子宮頸がん検診が 12.9%でした。

受診率は、前年度より胃がん、乳がん、子宮頸がんについては上昇しており、令和6年度につきましても「がん検診受診券発行意向調査」、「ナッジ理論を取り入れた受診勧奨」等の取り組みにより、がんの早期発見治療に向けての取り組みを進めてまいります。

次に5ページの「糖尿病性腎症重症化予防事業」でございますが、特定健診結果及びレセプトから、糖尿病及び糖尿病性腎症重症化の予防が必要と思われる方に対し、かかりつけ医等関係機関と連携し、受診勧奨・保健指導を実施することにより、糖尿病への進展や、腎不全・人工透析への移行を防止、又は遅らせることを目的とするものでございます。

実施内容は、特定健診の結果からハイリスク者、治療中断・未受療者・健診未受診者を抽出し、医療機関への受診勧奨、及び保健指導を行い、生活習慣病の改善を図り、重症化を予防するものでございます。

アウトプットですが、令和5年度は、治療中断・未受診者 186 人と、健診未受診者 17 人の合計 203 人に対して、6月下旬に受診勧奨通知を送付しました。また、4年からかかりつけ医の先生方と連携し、保健師・管理栄養士による保健指導を開始しました。5年度は 47 人に対して7月上旬に保健指導利用通知を送付しました。

アウトカムですが、受診勧奨対象者の受診者数が 40 人、受診率 19.7%、保健指導対象者の実施者数は4人、実施率は 8.5%でした。

また、糖尿病予防講演会、糖尿病予防に効果的なウォーキングを開催し、市民の方に啓発を行いました。

次に6ページの「COPD(慢性閉塞性肺疾患)予防事業」でございますが、広く市民

へ COPD 予防の重要性について啓発し、COPD の認知度を高め、予防するためのアプローチを行うとともに、医療費の伸びの抑制を図るもので

実施内容は、各住民自治協議会での健康講座を実施し、COPD の病態について周知、予防方法や早期発見の大切さを啓発、また、COPD の予備群をチェックリストや、呼吸機能検査で早期発見するものです。

令和5年度は、アウトプットとしての健康講座ですが、松阪市民病院、院長の畠地先生に講師を依頼し、伊勢寺地区で1回、23名の方にご参加をいただき実施をいたしました。

次に7ページの「医療費通知事業」でございますが、概要は、被保険者に医療費額を通知することで、医療費及び、健康に対する認識を深めていただくため、厚生労働省通知に基づき実施するものです。

令和5年度は、アウトプットですが、年間の診療分について2回に分け通知し、1月に2万756世帯、2月に1万4,563世帯に通知をしました。

令和6年度も令和5年度と同様に、年間2回に分けて通知をしていく予定でございますが、第3期データヘルス計画では、三重県の共通指標から外れているため、評価指標からは除外しております。

次に、8ページの「ジェネリック医薬品普及促進事業」でございますが、概要は、先発品と同等の効果を持ち、かつ安価であるジェネリック医薬品の使用を促進するものです。

実施内容としましては、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、軽減できる自己負担額の差額を、年2回通知するものです。

また、8月の保険証更新時には、啓発内容を掲載した、国保手帳やジェネリック医薬品希望シールを、同時に送付することで、啓発を行うものです。

プロセス、アウトプットとしましては、差額通知を8月に394人、2月に432人に送付をしました。

アウトカム結果は、令和6年3月現在で、ジェネリック医薬品の数量シェアは81.0%で、国の目標値である80%を達成しております。

令和6年度も、数値シェア80%以上を目標に、同様の啓発を行っていきます。

次に9ページの「重複・頻回受診者の適正受診指導」でございますが、概要は、医療機関受診において、同一診療科を重複または、頻回受診している被保険者に対し、必要な保健指導を行うことにより、受診者の健康の保持と、早期回復を目指すとともに、医療費の適正化を図るものであります。

実施内容は、レセプトデータから、重複や頻回受診者を、抽出・選定し、文書等で指導を実施するものです。

令和5年度は、レセプトデータをもとに、対象者の選定、絞り込みをし、重複受診対象者を2名、頻回受診 対象者を2名抽出しましたが、受診指導までには至りませんでした。

令和6年度からは重複頻回受診者に加え、重複多剤服薬者に対する受診指導を行うことを目標に、事業を実施していきたいと考えています。

最後に、10ページの「健康づくりイベントでの啓発」でございますが、概要は、健康関連イベントに参画・補助し、市民への健康づくりの啓発の機会とするものでございます。

コロナ禍前の令和元年度までは、6月に行われた「歯と口腔の健康まつり」と、9月に行われた「健康フェスティバル」に参画、補助させていただく中で、市民への健康づくりの啓発をさせていただきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が流行いたしました、令和2年度からは中止せざるを得なくなり、4年度まで、残念ながら中止となっておりましたが、5年度については、9月の「健康フェスティバル」は再開し、イベントに参画、補助させていただきました。

6年度以降もイベントに参画、補助させていただく予定でございますが、三重県の共通指標から外れているため、第3期データヘルス計画の評価指標からはこちらも除外しております。

以上、松阪市国民健康保険「データヘルス計画」についての説明とさせていただきます。

(議長)

事務局の説明が終わりました。委員の皆様ご意見、ご質問はございませんか。

(委員A)

データヘルス計画の糖尿病性腎症重症化予防事業に関して、啓発事業のところに「糖尿病と歯周病の関係や予防の大切さについて」の項目を入れていただき、ありがとうございます。糖尿病性腎症重症化予防事業に基づいて、医歯薬3師会で医療連携の事業をおこしまして、取り組んでいるところでもあります。市民に周知することはいいのですが、もう一步進めていただきたい。それはどういったところかと申しますと、この前、この席でもお話しさせていただきましたが、特に進んでいるところ白山市では、特定健診で HbA1c の値が高い方において、歯周病検診の受診券を発行するという連携を行って、色んな診療効率を上げるとか、重症化予防のための健康的な生活への流れにもっていくようなことをされています。重症化予防は予防ですので、悪くなつてからでは遅い、なるべく早く取りかかることが必要ですので、そういう意味で取り組んでいただきたい項目であると思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

ご意見頂戴いたしました、ありがとうございます。歯と口腔の健康づくり計画も立てております、先生がおっしゃられた歯周病と糖尿病の関係につきましては、広く市民に普及啓発が必要と認識しているところではございます。健診の HbA1c の高い方に歯周病検診の受診券をというところにはまだ至っておりません。今年の歯周病検診につきましては、30歳、35歳と少し年齢枠を広げて、70歳まで5歳刻みで受診勧奨しているところでございます。また、他市の状況等、研究して参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(委員A)

ありがとうございます。実際、歯周病検診の年齢を細かくしていただくことで、受診率も上がっております。医歯薬3師会で連携しておりますので、医歯薬3師会の会員の先生方も意識しているところではございます。例えば、歯周病検診で来られた患者

さんで、問診の中で、糖尿病と言われているが受診していないという患者さんには、こちらの方から受診を促したり、そういう行為にも及んでいると思います。医歯薬3師会の連携というのは、今後の重症化予防であるとか、色々な医療費の抑制においても、すごく大事なことだと思いますので、少しずつ進めていきたいと思いますが、先ほど言いましたように、行政の方が動いていただくのが一番、われわれ医歯薬3師会で動くのも限界があります。今回このように挙げていただいたことで、市民に周知出来たなど実感しておりますし、健診事業の中で、そのように連携をとっていただくと、本当に動きが出てくるのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

貴重なご意見ありがとうございました。行政の方もしっかりと対応をよろしくお願いいたします。

他にご質問ご意見はありませんか。無いようですので、議題(3)データヘルス計画につきましては、これで終了とさせていただきます。

(議長)

最後に、議題(4)のその他ですが、事務局からお願ひいたします。

(事務局)

最後、その他の項で二点ほど報告をさせていただきます。

それでは、議題(4)その他でございますが、一つが国民健康保険税の課税限度額の引き上げについてでございます。

課税限度額とは、保険税の上限額のことです。

医療保険制度において保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保するという観点から、被保険者の保険税負担に、一定の限度を設けることとなっております。

また、課税限度額について、国は負担の公平性を図る観点から、段階的に引き上げを行っております。

そのような中、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布、同年4月1日より施行され、支援金分の課税限度額が、2万円引き上げられ、全体の課税限度額が104万円から106万円に

変更になりました。

『課税限度額の引き上げ』につきましては、中間所得者世帯に配慮した保険税率を維持しつつ、医療給付費の財源を確保するため、高所得者世帯に、より多く保険税を負担していただくためのものであります。高所得の納税者の立場から見れば不利なものです。

このようなことを踏まえ、翌年度以降に議会の承認をいただいて条例改正を行っております。資料4の表にありますように、国の令和6年度の基準に合わせて、支援金分を2万円引き上げて、24万円とし、課税限度額を106万円とする条例改正案を来年2月議会定例会に上程し、令和7年4月1日からの施行を予定しております。

国の改定より、1年遅れで、令和5年4月1日から99万円から102万円に、令和6年4月1日から102万円から104万円に、令和7年4月1日より104万円から106万円と3年連続での引き上げとなります。

もう一つの、その他事項について、ご報告をさせていただきます。

被保険者証廃止と資格確認書についてでございます。2月の運営協議会で報告させていただきましたが、再度ご報告させていただきます。

本日配布いたしました「被保険者証廃止と資格確認書について」をご覧ください。

皆様、ご存じのとおり、マイナンバーカードを保険証として使う「マイナ保険証」への移行のため、現行の紙の保険証は令和6年12月2日を以って廃止となり、新規発行が同日で取りやめことなどを定めた政令が令和5年12月22日に閣議決定され、同27日に公布されました。

現行の紙の保険証は、最後に改正法の施行前の令和6年8月に更新を行い、交付いたしております。その有効期限である令和7年7月31日まで有効として使用することができます。しかしながら、改正法施行後の12月2日以降に資格異動のある方には新規発行ができませんので、マイナ保険証として利用できるよう紐づけを行った方は、添付の「資格情報のおしらせ」を発行、マイナ保険証として紐づけを行っていない、

マイナンバーカードを持っていない等マイナ保険証を利用しない方には、添付の「資格確認書」を発行いたします。「資格確認書」の様式が2つあるのは、一つは負担割合が2割または3割の方のもの、もう一つは現在滞納者に交付している資格証明書に代わるもので、資格確認書には特別療養と記載しており、窓口での支払いが10割となる方のものです。

令和7年8月1日以降は、加入者全員がマイナ保険証か資格確認書を保有することとなります。

今回の保険証更新で発送させていただきましたチラシ内で資格確認書等について記載しておりますが、マイナ保険証も含め、今後も市広報等で周知・啓発を行ってまいります。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。

委員の皆様ご意見、ご質問はございませんか。

無いようでございますので、議題(4)その他につきましては、これで終了とさせていただきます。

以上で全ての議題が終了しました。これを持ちまして閉会とさせていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。

令和6年8月1日  
午後3時5分閉会